

平成 27 年度社会福祉法人東村山けやき会法人本部事業計画

平成 27 年度法人運営にあたっては、法人の基本理念に基づき事業の推進を図るものとします。

1 法人全体としての運営方針

(1) 経営意識の更なる向上

平成 26 年 4 月に施行した、当法人経営の基本となる「法人の運営、組織及び処務に関する規程」については、昨年度、全職員の研修を行うなどして、その趣旨の理解と共有に努めてまいりましたが、なお引き続き、関連する諸規則、諸規程の理解とともに 27 年度も、具体的な実務に照らした一層の経営意識の向上に努めることとして、計画的な研修（施設ごとに実施する内部研修並びに外部研修への計画的参加を含む。）を推進します。また、今後、新たに求められる法人経営の諸課題に対し、組織一丸となって協議検討する等して対応に努めてまいります。

- ① 法人の基本理念及び各事業所の運営目的を職員全体の研修を通して共通認識し、外部への啓発、また、法人内部の日常業務の見直しを行います。施設長等は、各職員の役割分担が適切となることに努めます。
- ② 平成 26 年度実施の平成の里福祉サービス第三者評価受審結果については、施設ごとの共通課題として、率直に受け止め検討し、改善が必要なものについては、計画的に取り組みます。
- ③ 法人全体で、プライバシーマーク（日本工業規格 J I S Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム要求事項」）を取得します。
- ④ 法人業務及び財務等に関する情報については、国の指導に基づき、従前からの簿冊閲覧に併せて、インターネット活用により、公表をしなければならぬため、法人のホームページのリニューアルを図ります。また、会報について、法人情報の発信をどのようにしていくべきか、ということを含め、企画編集委員会を設置し、検討していきます。

(2) 社会福祉法人改革の動向把握

国が進めている社会福祉法人制度改革の動向を敏感に捉えて、調査研究に努め、検討していきます。

(3) 各施設の適切な運営

障害を持つ方が地域社会の中で自分らしい生活ができるよう支援していくために、各施設と本部が適時必要な協議、調整を行い、その中で特に次の事項を重点方針とします。

[平成の里]

- ① 法人全体としてプライバシーマークを取得するその具体的な主力を担うことを職場の共通認識として推進します。
- ② 福祉サービス第三者評価受審結果について、今年度取り組むべき課題、翌年度に向けて取り組む課題等、計画的対応の企画立案を職員全体で検討し、改善に努めます。
- ③ 人事が大きく交代したことにより、適材適所の職員配置を行い、職員間の意思疎通を図り、相互理解のもと効率的、効果的な組織運営に努めます。

[ふれあいの郷]

- ① 自立支援協議会をはじめ、地域での「ふれあいの郷」の立場、役割の認識をより深め、事業を推進していきます。
- ② 東村山市と施設問題に関して、協議を継続していきます。

[グループホーム]

- ① 消防法施行令改正に伴う影響と見通しについては、引き続き、所轄消防署との意思疎通を図り、検討のうえ、対応していきます。
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、グループホームが一元化されたことに伴う、今後の具体的な動向を見定め、対応していきます。

2 法人本部の事業計画

- (1) 理事会・評議員会の適切な開催
(4月、5月、10月、3月の4回を予定)
- (2) 施設長等会議の定期的開催
(毎月第1月曜日及び臨時会議を開催)
- (3) 法人各施設との連絡及び事業の全体的進行管理の調整
- (4) 障害福祉施設サービス等報酬の制度改正、関係法令の改正等の把握とその対応。
- (5) 利用者・職員の地域行事等への積極的交流・参加を図る。
- (6) 職員全体研修計画を策定し、研修内容の充実を図る。又、外部研修参加の内容は、他の職員に報告又は閲覧して、共有化を図る。
- (7) 実習生の積極的受け入れを図る。
- (8) 防災防火防犯思想の徹底及び利用者・職員の健康、職場の安全管理に努める。
- (9) 施設、機材の適切な管理と定期点検、整理整頓等を行い、事故のない職場環境に努める。又、在庫管理を徹底し、ムダを無くし、消耗品等の節約及び経費節減を図る。施設の中長期的補修改善計画を策定する。

- (10) 節電姿勢を維持する。
- (11) 共同募金等全国運動に参加し、「じぶんの町をよくするしくみ」の推進に努める。
- (12) 後援会との連携
 - 東村山けやき会後援会と共に法人の力量を向上させるべく連携していきます。
 - ① 第31回地域交流卓球大会（平成27年6月13日）の開催協力
 - ② 後援会会員拡充その他について協力、推進
 - ③ 後援会ニュースの発行に協力
- (13) その他必要な事項

3 法人本部に於いて検討する課題

- (1) 職員に対する評価制度導入の検討
- (2) 本部費用として必要と見込まれるもの及び財源についての考え方の整理
- (3) 運用財産基金のあり方について、中長期計画に基づく積立金の検討
- (4) 市当局との連携
 - 直接の行政庁である東村山市当局との諸関係を重視していくとともに、ふれあいの郷の全市的利用に対する立地条件改善及び施設の狭あい対策、その他借用隣地の将来課題についても働きかけていきます。

平成27年度 平成の里 事業計画

1 運営方針

平成27年度の平成の里は法人の基本理念に基づき事業運営の推進を図るものとします。
基本方針

作業を通じて達成感や疲労感・働く意欲・喜び・きっかけを体感し充実と自分らしい生活を営むことができるよう利用者支援に努めます。

事業計画

① プライバシーマークの取得【重点】

年内の取得を目指します。

② 第三者評価受審を受けての課題へのとりくみ【重点】

改善計画を策定し、課題を1つずつクリアし年度内に改善します。

③ 職員間及び職員と利用者間の相互理解の向上【重点】

職員間における情報の集中化を避け、共有化を重視して、支援水準の向上と統一的な支援を図ります。

④ 労務管理

月1回以上有給を消化することで有給消化率の向上を目指します。

月25時間以内の残業を目標とします。

⑤ 安全確保と作業室の改善整備を常に推進し利用者処遇の向上

6月を目途として改善整備をします。

⑥ 新規利用者の獲得及び通所率の向上

週3回以上の利用者を受け入れ、平均通所者月26名以上を目標とします。さらに就労を目指す方への支援をします。

⑦ 研修

事業の適正な運営を図るため、職員の資質の向上に努め、内部研修や外部研修機関の実施する研修に積極的に参加します。

⑧ 関係機関等との連携

関係する区市町村、相談・就労支援事業者及び保健福祉医療サービス事業者等関係機関との密接な連携、協力を通してサービスの提供の向上を図るとともに、障害者への理解が深められるよう努めます。

⑨ 交流

関係イベントへの参加（卓球大会、運動会、バザー等）を積極的に行うとともに実習生、ボランティアの受入れを継続的に行っていきます。

⑩ 工賃水準の向上

工賃の見直しを8月までに行い、20円以上UPを目指します。

2 職員体制

職 種	氏 名	勤務形態	資格等
管理者	中川 純宏		
サービス管理責任者	飯田 光男	常勤	
生活支援員	浅川 恵子	常勤	精神保健福祉士・社会福祉士
職業指導員	大山 尚偉	常勤	社会福祉主事
職業指導員	春田 宏美	常勤	
職業指導員	佐久間 ひろ美	非常勤	
目標工賃達成指導員	湯澤 千秋	非常勤	
事務職員	大西 宏枝	常勤	社会福祉主事

平成 27 年度 社会福祉法人東村山けやき会
地域生活支援センターふれあいの郷事業計画

1. 運営の方針

地域生活支援センターふれあいの郷は、法人の基本理念に基づき、事業を真摯に運営します。

(ふれあいの郷運営規程第 5 条)

- 1 支援センターは、事業の実施にあたっては、利用者またはその家族（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行うものとします。
- 2 支援センターは、事業の実施にあたっては、利用者がその有する能力、適性及びその置かれている環境等に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、行政機関、関連機関との緊密な連携を図りつつ、総合的に行うよう配慮するものとします。
- 3 支援センターは、自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善に努めるとともに、地域において必要な社会資源の開発、調整に努めるようにします。
- 4 支援センターは、法並びに人員及び運営等に関する関係省令その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとします。

2. 運営体制

(1) 職員体制

職種	氏名	勤務形態	所属				資格
			①	②	③	④	
管理者（理事長）	中川純宏		○	○	○	○	
施設長／相談支援専門員	高橋千恵子	常勤	○	○	○	○	精神保健福祉士
指導員／相談支援専門員	矢嶋拓	常勤	○	○	○	○	精神保健福祉士
指導員／相談支援専門員	矢野水基	常勤		○	○	○	
指導員／相談支援専門員	飯野悟	常勤		○	○	○	精神保健福祉士・社会福祉士
指導員／地域移行・定着支援員	中村純	常勤		○		○	本部経理担当
指導員／地域移行・定着支援員	酒井秀之	非常勤		○		○	
指導員／地域移行・定着支援員	吉見啓子	非常勤		○		○	
指導員／地域移行・定着支援員	榎本昌行	非常勤		○		○	

所属 ①基本相談支援事業（委託）

②指定一般相談支援事業

③指定特定相談支援事業

④地域活動支援センター I 型事業(委託)

(2) 開所日・開所時間

相談支援事業全般	月・火・木・金・土	9:30～18:00
地域活動支援センター	月・火・木・金	13:00～18:00
フリースペース	土	9:30～18:00
喫茶	月・火・木・金・土	13:00～17:00

祝祭日、年末年始を除きます。

喫茶及びフリースペースは、法人の会議のため臨時休所となる場合があります。

3. 事業計画

(1) 指定一般相談支援事業

《基本相談支援・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）》

①基本相談支援（東村山市障害者基本相談支援事業委託）

福祉サービスの利用援助・社会資源を活用するための支援・社会生活力を高めるための支援・ピアカウンセリング・権利の擁護のために必要な援助・虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整・専門機関の紹介・専門的な相談支援等を要する困難ケースの対応等について、真摯に取り組んでいきます。特に、福祉サービスを利用しておられない方々については、相談支援の広報も含め力を入れていきます。

②地域移行支援・地域定着支援

精神科病院に長期入院されておられる方に、退院支援や地域で安定した生活を継続していただくための支援を、今年度も行っていきます。

(2)指定特定相談支援事業

《基本相談支援・計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）》

①基本相談支援

②計画相談支援

福祉サービスを利用される方にサービス利用計画を作成し、利用される方がご本人の望まれる生活を安定して送れるよう配慮し、関係機関との連携した支援を継続します。4名の相談支援専門員で年間230件を目指します。B型一斉更新時においても27年度からは家庭訪問が必須となりますので、市障害支援課及び他相談支援事業所と協議の上、計画的に進めていきます。

またサービス利用に至らなかった方々の支援について、障害者基本相談（委託事業）で継続できるよう努力します。

(3)地域活動支援センター I 型事業

フリースペース(喫茶)に利用者が来やすいよう、雰囲気作り、呼びかけ等更なる工夫をし、多くの方が気軽に利用できる場を目指します。プログラムについても利用者のニーズを探り、より多くの利用者に参加していただけるよう努力していきます。

(1) 創作的活動等のプログラムサービス	*ヨガ教室 (毎月第3土曜日午後) *クッキング教室 (毎月第4土曜日午前) 他
(2) 日常生活や生産活動等のプログラムサービス	*セルフヘルプグループ育成講座 (毎月第1・第3土曜日午前) *テニス同好会 (毎月第2木曜日午後) *カラオケ・ボウリング・卓球・映画鑑賞等 (土曜日) *夕食会 (よりみち会) (毎月第2・第4月曜日夕) 他
(3) 社会との交流促進	・地域交流スポーツ大会への参加他 ・ふれあいサロンでの交流 ・ふれあい通信
(4) 専門的相談	
(5) 地域の医療・福祉基盤との連携・調整	地域内の合同会議・連絡会・自立支援協議会等への参加 「北多摩北部地域精神保健連絡会」 「東村山市自立支援協議会」「自立支援協議会相談支援部会」 「ケア検討会」「あんしんネットワーク」 他
(6) 地域のボランティアの育成	・ふれあいの郷各種プログラムへの導入
(7) 障害福祉に対する理解促進や普及啓発等の活動	・市民の講座等での精神保健福祉の啓蒙啓発 ・地域の中で当事者発言をしていけるような支援
その他	
(1)セルフヘルプグループへの支援	・ピアカウンセラー養成のための活動 (研修参加・グループ活動)
(2) 家族支援	・個別家族への相談支援活動他
(3) フリースペースの確保	・居場所としてのフリースペース、ふれあいサロン
(4) 生活支援	・入浴サービス・洗濯機使用サービス・乾燥機使用サービス他

4. 平成27年度の課題

(1)自立支援協議会など地域での連携を重視し、東村山市内でのふれあいの郷の立場や役割を再認識していきます。

(2)プライバシーマークの取得のための取り組みの中で、個人情報取扱い等の見直しを図ります。

(3)利用者が通いやすく、十分なスペースのある場所への移転について、今後も市と協議を重ねていきます。

参考資料

1) 東村山市内における障害者手帳所持者数

	現状（平成 26 年）	推計（平成 29 年）
総人口	152,088 人	152,167 人
身体障害者手帳所持者	5,080 人	5,311 人
愛の手帳所持者	991 人	1,026 人
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,065 人	1,113 人
精神通院医療受給者	2,788 人	3,172 人
難病医療費助成認定者	1,375 人	3,070 人

2) 東村山市内の特定相談支援事業者

法人名	事業所名	身体	知的	障害児	精神	難病
1 社) 東村山けやき会	地域生活支援センターふれあいの郷				○	
2 社) 東京コロニー	コロニー障害者計画相談支援室ふきのとう	○	○		○	
3 社) 天童会	秋津療育園相談支援センター	○	○		○	○
4 社) 東京都社会福祉事業団	東京都社会福祉事業団東村山相談支援事業所（26年4月開始）	○	○			
5 社) いずみ	☆指定障害児相談支援事業者 相談支援事業所トビラ（26年7月開始）	○	○	○	○	○
6 NPO 東村山手をつなぐ親の会	☆指定障害児相談支援事業者 くおりあ相談室(26年8月開始)		○	○	○	
7 社) 小さい共同体	相談支援センターこだま(26年9月開始)	○	○	○	○	○
8 社) 恩賜財団 東京都同胞援護会	さやま園（27年1月開始）		○			
9 社) 村山苑	福祉事業センター（27年4月開始予定）	○	○		○	

☆26年度は、1・2・3の相談支援事業所が主に作成していた。

3) 平成 26 年 12 月までの計画相談実績

障害者総合支援法分（東京都内・東京都内 62 市区町村中、達成率の高い市区町村）

区町村名	障害福祉サービス等受給者数	計画案作成済み人数	左のうちセルフプラン等	達成率
東大和市	607	518	10	85.3%
国分寺市	713	602	12	84.4%
新宿区	1,875	1,430	819	76.3%
国立市	579	426	177	73.6%
練馬区	4,768	3,435	1,555	72.1%
立川市	1,338	941	71	70.3%
東村山市	1,225	775	223	63.3%

平成 27 年度 社会福祉法人東村山けやき会
グループホームはぎやまはうす並びにむさしのはうす事業計画

1. 運営方針

平成 27 年度グループホームはぎやまはうす並びにむさしのはうすは法人の基本理念に基づき事業運営の推進を図るものとします。

入居者の人権を尊重し、個々の障害に配慮し、利用者主体のサービスを心がけ、心身の健康保持に努めます。入居者の一人一人が目標を持って、自分らしい生活を送れるよう、個別支援計画をもとに生活に関する諸事項の向上を念頭に援助を行います。

2. 事業内容

こまめな声かけによる利用者状況把握により、入居者との信頼関係を築き、本来持っている力を引き出しつつ、新たな力を付けることができるように次に挙げること等の日常生活における必要な援助を個々に応じて行います。

①健康管理

健康状態に留意し、医療機関等と連携をし、健康保持に努める。また、年 1 回の健康診断を実施する。

②通院、服薬

必要な医療を受けられるよう促し、必要に応じて同行を行う。決められた通り服薬ができるよう援助する。

③食生活

生活習慣病のリスクを学び、食生活の改善点を理解していただく。

④金銭管理

いずれは自己管理できることを目標に、方法、期間等工夫しながら管理を行う。

⑤日中活動への参加促進の援助

無理のないペースかつ生活リズムを崩さないペースで通うことができるよう関係機関と連絡をとりつつ援助を行う。

⑥余暇活動支援

日々の生活に趣味や楽しみを見つけながら、ハリのある生活を送れるよう援助を行う。

⑦退居者へのサポート

退居後も必要があればいつでも支援できる関係性を保っていく。

⑧防災への意識づけ

年1回の防災訓練を行い、職員、入居者ともに防災への意識を高める。また、変化する消防法へ遅れることなく対応していく。

3. 関係機関との連携、研修参加体制

利用者支援の向上に努めるため、会議・連絡会等への参加に努める。また、職員の力量を高める、次に掲げる研修会への積極的参加に努めるとともに虐待防止、権利擁護の意識高揚を図ります。

- ・合同職員会議（はぎやまはうす、むさしのはうす合同）
- ・ケース会議（入居前、退居前等必要に応じて）
- ・東村山市精神保健福祉ケア検討会（月1回）
- ・東京都精神障害者共同ホーム連絡会（月1回）
- ・地域懇談会への参加（萩山町、栄町）
- ・研修への参加（精神保健福祉研修、防火管理者研修等） 他

4. 定期的な活動（はぎやまはうす・むさしのはうす合同）

- ・夕食会（毎週土曜日）なお、誕生会、入居祝い等を兼ねることもある。
- ・夜間・休日対応（携帯電話にて対応）
- ・防災呼びかけ及び防災用具点検・補充
- ・熱中症・インフルエンザ等対策（呼びかけ・注意書きの配布）
- ・ホームページにて施設の紹介

5. 年間行事計画

4月	お花見会
6月	社会福祉法人東村山けやき会後援会主催卓球大会
8月	暑気払い
10月	定期健康診断（多摩小平保健所）
12月	年越しそばを楽しむ会
3月	防災訓練・外食会

6. 職員体制

はぎやまはうす（定員6名）

職種	氏名	勤務形態	資格等
管理者	中川 純宏		理事長
サービス管理責任者兼世話人	青木 岳夫	常勤	精神保健福祉士
代替世話人	渡部 弘子	非常勤	

むさしのはうす（定員5名）

職種	氏名	勤務形態	資格等
管理者	中川 純宏		理事長
サービス管理責任者兼世話人	相川 綾子	常勤	精神保健福祉士
代替世話人	高橋 健	非常勤	
代替世話人	森田 紀子	非常勤	

7. 支援体制

月曜日～金曜日	9：00～19：00	はぎやまはうす・むさしのはうすを 通じて対応考慮
土曜日	11：00～19：00	

*日曜日・祝祭日・夜間は携帯電話にて対応

8. 平成27年度の課題

- ①消防法施行令改正の影響へ対応をします。
- ②グループホームが一元化されたことに伴う今後の動向を見定めます。
- ③プライバシーマーク取得へ向けて個人情報の取り扱いに関して再確認
します。
- ④職員が、心身ともに健康で、職務遂行に能力を十分に発揮できるよう、
時間外勤務の縮減、年次休暇の計画的使用の促進に努めます。